

# やまなし環境財団表彰要綱

## (目的)

第1条 本県の恵み豊かな自然環境を守り、持続可能な社会を実現していくためには、個人や民間団体の自主的な環境保全に向けた取組は大切であり、その活動を大きく育てていく必要がある。そのため、個人や民間団体による環境保全に向けた取組の事例を広く募集する中から優良な事例について表彰するとともに、その取組を広く県民に推奨することを目的とする。

## (名称・表彰)

第2条 この表彰を「若宮賞」と称し、表彰はやまなし環境財団理事長（以下「理事長」という。）が行うものとする。

## (表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、自主的に環境保全に向けた取組を行っている個人又は民間団体とし、その内容が広く県民に推奨し得るものとする。

## (表彰の手続き)

第4条 被表彰者は、行政機関の長からの推薦又は県民による推薦の中から理事長が決定する。

## (表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、別途理事長が定める。

## (推 奨)

第6条 被表彰者の取組内容は、事例として広く県民に推奨することとする。

## (事 務)

第7条 表彰に関する事務は、やまなし環境財団事務局において行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成9年11月20日から施行する。

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

この要綱は、令和元年10月31日から施行する。

# やまなし環境財団表彰実施要領

この要領は、やまなし環境財団表彰要綱第8条に基づき、表彰の実施に関し必要な事項を定める。

## 1 推薦基準

### 表彰の対象となる活動

一般県民又は県内の民間団体が環境保全活動を草の根からの視点で継続して実践し、広く県民へ推奨し得る次に掲げる優秀なものとする。

- ・ 地球温暖化防止に関する活動
- ・ 自然環境保全に関する活動
- ・ ごみ減量化、資源リサイクルに関する活動
- ・ 環境教育・環境意識啓発に関する活動
- ・ その他環境教育に関する活動

(1) 表彰に値する活動について、原則として次に掲げる期間以上活動を継続し、今後も活動の継続が見込まれるものとする。

(ア) 個人にあつては、おおむね3年

(イ) 団体にあつては、おおむね2年

(2) 同一の功績について、類似の知事表彰制度又は大臣表彰制度により表彰を受けたものは本表彰の対象としない。

## 2 表彰要領

(1) 被表彰者の推薦は、「若宮賞」表彰推薦調書（別紙様式）により行うものとする。

(2) 行政機関の長からの被表彰者の推薦数は、原則として2以内とする。

(3) 市町村長からの推薦に当たっては、所轄の林務環境事務所長を経由するものとする。

(4) 県民からの推薦に当たっては、財団事務局へ直接提出するものとする。

## 3 奨励金品の授与

本表彰においては、現在取り組んでいる活動の表彰とともに、今後も活動を継続し、やがては、知事表彰の該当者となるべく地道な活動の継続を奨励する意味から、被表彰者に対して奨励金品を併せて授与するものとする。

